

議案第5号

朝来市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について

朝来市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成31年2月26日提出

朝来市長 多 次 勝 昭

提案理由要旨

朝来市報酬等審議会の答申に基づき、学校薬剤師の報酬の額を改めるため、所要の条例整備をしようとするものです。

朝来市条例第 号

朝来市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

朝来市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年朝来市条例第63号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

学校薬剤師	年額	15,000円
-------	----	---------

」を

「

学校薬剤師	プール水質検査有りの場合	年額	110,000円
	プール水質検査無しの場合	年額	100,000円

」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議案第 5 号資料

朝来市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例新旧対照表

現 行		改 正 案	
別表(第 2 条関係) 報酬額表		別表(第 2 条関係) 報酬額表	
区分	報酬の額	区分	報酬の額
(略)		(略)	
学校薬剤師	年額 15,000円	学校薬剤師	年額 110,000円
(略)		プール 水質検査 有り の場合	年額 110,000円
		プール 水質検査 無し の場合	年額 100,000円
		(略)	